

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会  
令和3年度第1回「総合事業サービスワーキンググループ」次第

1 日 時 令和4年2月2日（水）午後3時00分～午後4時30分

2 場 所 神戸市役所1号館14階 1141会議室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 定足数の確認

(3) 座長の選任

(4) 議事

① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況報告

- ・ 各サービスの状況
- ・ 介護予防通所サービスの提供における目標設定・実績評価
- ・ 生活支援訪問サービス従事者養成研修
- ・ K O B E シニア元気ポイント制度
- ・ つどいの場支援事業
- ・ ケアマネジメント支援体制

② 総合事業の対象者の弾力化への対応について

③ 第8期介護保険事業計画以降の円滑な運営に向けて

④ その他

(5) 閉 会

〈配布資料〉

資料1. 神戸市総合事業の実施状況

資料2. 介護予防通所サービスの提供における目標設定・実績評価

資料3. 生活支援訪問サービス従事者養成研修

資料4. K O B E シニア元気ポイント制度

資料5. つどいの場支援事業

資料6. ケアマネジメント支援体制

資料7. 総合事業の対象者の弾力化への対応

資料8. 第8期介護保険事業計画以降の円滑な運営に向けて

参考資料1. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会  
「総合事業サービスワーキンググループ」委員名簿

参考資料2. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

参考資料3. 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会  
ワーキンググループ設置要綱

参考資料4. 前回（令和2年度第1回）議事録

# 神戸市が行う総合事業のサービス

資料1-1

## 地域支援事業

### 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方が利用

予防給付  
(全国一律の基準)

(ホームヘルプ)  
訪問介護

(デイサービス)  
通所介護

地域支援事業

介護予防事業

訪問型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所(団体)数
	介護予防訪問サービス <small>(従前の訪問介護相当)</small>	指定	従来の訪問介護と同じサービス。ヘルパーにより、身体介護と掃除・買物などの生活援助を提供	利用頻度によって	令和3年9月 約8,700名	令和3年9月 535
	生活支援訪問サービス <small>(訪問型サービスA)</small>	指定	従事者の資格要件を緩和し、市の定める研修を修了した方等により、掃除・買物などの生活援助を提供	介護予防訪問サービスの8割	令和3年9月 約2,170名 (全体の約20%)	令和3年9月 318
	住民主体訪問サービス <small>(訪問型サービスB)</small>	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる、掃除・買物などの生活援助	サービス提供者が設定	令和3年9月 51人	令和3年9月 5団体
通所型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所(箇所)数
	介護予防通所サービス <small>(従前の通所介護相当)</small>	指定	従来の通所介護と同じサービス	利用頻度によって	令和3年9月 約10,180名	令和3年9月 434
	フレイル改善通所サービス <small>(通所型サービスC)</small>	委託	フレイル改善のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加をバランスよく取り入れたプログラムを提供	1回200円 (月800円)	令和3年9月 111名	令和3年9月 12箇所
一般介護予防事業	名称	内容			実績	
	地域拠点型一般介護予防事業	地域福祉センター等で週1回5時間程度、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供			令和3年12月末時点 73地域(101ヶ所)で実施	
	つどいの場支援事業	月一回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助			令和3年12月までに 169箇所決定	
	フレイル予防支援事業	集団で行う簡易なフレイルチェックや、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行う 1回90分以上			令和3年度12月末時点まで参加者数 年度累計982人	
KOBEシニア元気ポイント事業	高齢者施設において高齢者施設等で掃除、洗濯物の整理などの活動を行った高齢者に、ポイントを交付し、換金を行う			令和3年度12月現在 登録者数 693人 参加施設数 111施設		

令和4年1月4日  
(国保連合会の令和3年11月審査分  
までの給付実績情報等に基づき、  
令和3年9月末までの状況をとりま  
とめたもの)

## 神戸市介護保険制度の実施状況

1. 高齢化の状況	1
2. 要介護認定等の状況	2
(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況	2
(2) 要介護等認定者数・事業対象者数の推移	3
3. 介護保険サービスの利用状況	4
(1) サービス利用者数等の推移	4
(2) 要介護度別サービス利用者の状況	4
(3) サービス毎の利用状況と推移	5
4. 在宅サービスの種類別利用状況	9
(1) サービス種類別利用人数の推移	9
(2) サービス種類別利用者割合	9
(3) 要介護度別サービス利用者割合	10
(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移	10
5. 指定事業者等・定員数の推移	11
6. 介護給付費の支払状況	14
7. 保険料の収納状況等	15
(1) 介護保険料収納状況	15
(2) 保険料減免の状況	15
(3) 利用料軽減措置の状況	16
8. 事業者指導の状況	16

令和4年1月  
介護保険課

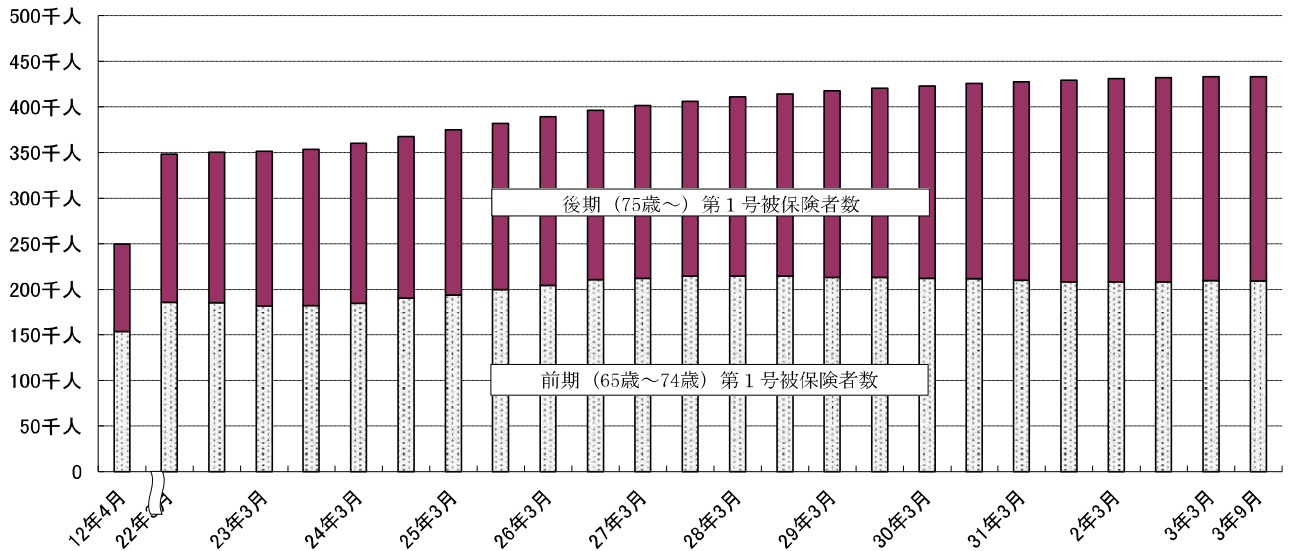
# 介護保険の実施状況（平成12年4月～令和3年9月）

## 1. 高齢化の状況

（全市）

	12年4月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	03年9月末
神戸市人口	1,508,944人 (100)	1,546,191人 (102)	1,544,671人 (102)	1,541,080人 (102)	1,537,703人 (102)	1,532,857人 (102)	1,529,092人 (101)	1,521,615人 (101)	1,518,781人 (101)
第1号被保険者数	249,658人 (100)	401,693人 (161)	410,750人 (165)	417,619人 (167)	422,933人 (169)	427,683人 (171)	430,818人 (173)	432,999人 (173)	433,520人 (174)
65歳～74歳	153,875人 (100)	212,054人 (138)	214,371人 (139)	213,152人 (139)	211,950人 (138)	209,672人 (136)	208,193人 (135)	209,363人 (136)	209,276人 (136)
75歳～	95,783人 (100)	189,644人 (198)	196,379人 (205)	204,467人 (213)	210,983人 (220)	218,011人 (228)	222,625人 (232)	223,636人 (233)	224,244人 (234)
第2号被保険者数	529,848人 (100)	521,814人 (98)	520,393人 (98)	519,643人 (98)	519,789人 (98)	520,017人 (98)	520,376人 (98)	520,398人 (98)	520,892人 (98)
第1号被保険者数／神戸市人口	16.5%	26.0%	26.6%	27.1%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.5%

- 注1 神戸市人口は「住宅基本台帳+外国人登録」記載の人数に基づく  
 注2 第1号被保険者数には市外の介護保険施設に入所している住所地特例者の人数を含む  
 注3 第2号被保険者数は「住民基本台帳+外国人登録」に記載する40歳～64歳までの人数  
 注4 ( ) は平成12年4月末時点を100とした場合の指数



（行政区別）

令和3年9月末現在【単位：人】

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
区別人口	212,710	132,573	138,563	108,669	213,704	96,628	159,648	217,842	238,444	1,518,781
第1号被保険者数	53,001	33,914	32,693	30,834	66,723	32,198	51,938	65,338	66,881	433,520
65歳～74歳	25,606	15,772	15,930	13,914	32,218	14,419	24,405	30,137	36,875	209,276
75歳～	27,395	18,142	16,763	16,920	34,505	17,779	27,533	35,201	30,006	224,244
第1号被保険者数 ／区別人口 (%)	24.9%	25.6%	23.6%	28.4%	31.2%	33.3%	32.5%	30.0%	28.0%	28.5%

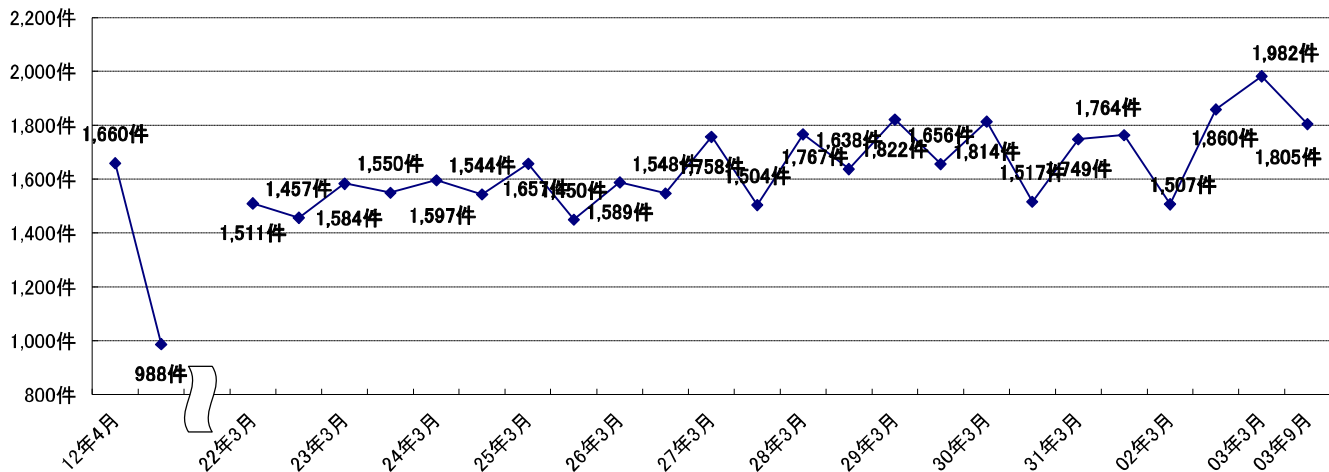
## 2. 要介護認定等の状況

### (1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況

	11年度中	12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
要介護等認定申請者数	29,455人	1,843人	7,814人	7,761人	7,914人	6,590人	7,183人	6,337人	6,307人	6,574人
うち新規申請		1,660人	1,758人	1,767人	1,822人	1,814人	1,749人	1,507人	1,982人	1,805人
基本チェックリスト実施人数	—	—	—	—	—	114人	36人	68人	91人	94人
うち新規実施	—	—	—	—	—	114人	36人	68人	80人	78人

注1 基本チェックリスト実施人数には、要介護認定申請と同時に行い、要介護認定を受けた方を含む。

#### (新規申請件数)



#### (新規申請者に対する判定結果 (令和3年9月に判定結果が出たもの))

区分	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
人数	94人	577人	322人	294人	134人	104人	137人	64人	1,726人

#### (新規基本チェックリスト実施者に対する判定結果 (令和3年9月に判定結果が出たもの))

	非該当	該当
事業対象者	1人	83人

(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移

	12年4月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	03年9月末
要介護等 認定者数	26,040人 (100) [100%]	80,449人 (309) [100%]	82,377人 (316) [100%]	84,740人 (325) [100%]	86,077人 (331) [100%]	89,072人 (342) [100%]	91,144人 (350) [100%]	91,755人 (352) [100%]	92,490人 (355) [100%]
要支援 要支援 1	3,445人 (100) [13.2%]	17,023人 (494) [21.2%]	16,755人 (486) [20.3%]	16,841人 (489) [19.9%]	17,126人 (497) [19.9%]	18,417人 (535) [20.7%]	18,280人 (531) [20.1%]	18,368人 (533) [20.0%]	18,709人 (543) [20.2%]
要支援 2		15,858人 [19.7%]	16,551人 [20.1%]	17,134人 [20.2%]	16,704人 [19.4%]	17,613人 [19.8%]	18,561人 [20.4%]	18,018人 [19.6%]	18,001人 [19.5%]
要介護 1	7,151人 (100) [27.5%]	11,286人 (158) [14.0%]	11,656人 (163) [14.1%]	12,454人 (174) [14.7%]	13,080人 (183) [15.2%]	13,491人 (189) [15.1%]	14,069人 (197) [15.4%]	15,145人 (212) [16.5%]	15,276人 (214) [16.5%]
要介護 2	5,088人 (100) [19.5%]	11,681人 (230) [14.5%]	12,102人 (238) [14.7%]	12,243人 (241) [14.4%]	12,624人 (248) [14.7%]	12,767人 (251) [14.3%]	12,969人 (255) [14.2%]	12,765人 (251) [13.9%]	12,583人 (247) [13.6%]
要介護 3	3,782人 (100) [14.5%]	8,955人 (237) [11.1%]	9,374人 (248) [11.4%]	9,830人 (260) [11.6%]	10,115人 (267) [11.8%]	10,174人 (269) [11.4%]	10,328人 (273) [11.3%]	10,450人 (276) [11.4%]	10,494人 (277) [11.3%]
要介護 4	3,551人 (100) [13.6%]	8,672人 (244) [10.8%]	8,890人 (250) [10.8%]	9,264人 (261) [10.9%]	9,453人 (266) [11.0%]	9,535人 (269) [10.7%]	9,850人 (277) [10.8%]	10,251人 (289) [11.2%]	10,513人 (296) [11.4%]
要介護 5	3,023人 (100) [11.6%]	6,974人 (231) [8.7%]	7,049人 (233) [8.6%]	6,974人 (231) [8.2%]	6,975人 (231) [8.1%]	7,075人 (234) [7.9%]	7,087人 (234) [7.8%]	6,758人 (224) [7.4%]	6,914人 (229) [7.5%]
第1号被保険者	25,312人	78,789人	80,806人	83,213人	84,550人	87,540人	89,599人	90,217人	90,966人
第2号被保険者	728人	1,660人	1,571人	1,527人	1,527人	1,532人	1,545人	1,538人	1,524人
第1号被保険者中 の認定者割合 (%)	10.1%	19.6%	19.7%	19.9%	20.0%	20.5%	20.8%	20.8%	21.0%

※ ( ) は平成12年4月末時点を100とした場合の指数。 [ ] は構成比 (端数整理の関係で合計が100%にならないことがある。)

	29年4月末	03年3月末	03年9月末
事業対象者数	51人 (100)	1,281人 (2,512)	1,283人 (2,516)
第1号被保険者中 の事業対象者割合 (%)	—	0.30%	0.30%

※ ( ) は平成29年4月末時点を100とした場合の指数。

### 3. 介護保険サービスの利用状況

#### (1) サービス利用者数等の推移

		12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	03年09月
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,767人 (100)	54,473人 (396)	56,310人 (409)	56,694人 (412)	58,687人 (426)	61,027人 (443)	62,142人 (451)	63,713人 (463)	64,244人 (467)
	(うち総合事業)	—	—	—	—	20,830人	21,863人	21,080人	20,997人	21,049人
	(b) 施設サービス	6,899人 (100)	10,061人 (146)	10,057人 (146)	10,100人 (146)	10,241人 (148)	10,152人 (147)	10,404人 (151)	10,301人 (149)	10,357人 (150)
	(c) 重複分	167人 (100)	280人 (168)	306人 (183)	319人 (191)	324人 (194)	354人 (212)	354人 (212)	300人 (180)	312人 (187)
	(d) 実数 (a)+(b)-(c)	20,499人 (100)	64,254人 (313)	66,061人 (322)	66,475人 (324)	68,604人 (335)	70,825人 (346)	72,192人 (352)	73,714人 (360)	74,289人 (362)
(e) 要介護認定者数	26,040人	80,449人	82,377人	84,740人	86,077人	89,072人	91,144人	91,755人	92,490人	
(f) 事業対象者数	—	—	—	—	712人	1,147人	1,231人	1,281人	1,283人	
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))	78.7%	79.9%	80.2%	78.4%	79.7%	78.5%	78.2%	79.2%	79.2%	

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c) 重複分」は同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 ( ) は平成12年4月分を100とした場合の指数

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

#### (2) 要介護度別サービス利用者の状況

令和3年9月分

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	事業対象者
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	11,616人	13,904人	12,282人	10,253人	6,660人	5,384人	3,385人	63,484人	—
	構成割合	18.3%	21.9%	19.3%	16.2%	10.5%	8.5%	5.3%	100.0%	—
	(うち総合事業)	8,872人	11,417人	0人	0人	0人	0人	0人	20,289人	760人
	(b) 施設サービス	0人	0人	435人	1,139人	2,786人	3,605人	2,392人	10,357人	—
	構成割合	0.0%	0.0%	4.2%	11.0%	26.9%	34.8%	23.1%	100.0%	—
(c) 重複分	0人	0人	27人	64人	78人	93人	50人	312人	—	
構成割合	0.0%	0.0%	8.7%	20.5%	25.0%	29.8%	16.0%	100.0%	—	
(d) 実数 (a)+(b)-(c)	11,616人	13,904人	12,690人	11,328人	9,368人	8,896人	5,727人	73,529人	760人	
構成割合	15.8%	18.9%	17.3%	15.4%	12.7%	12.1%	7.8%	100.0%	100.0%	
(e) 要介護認定者数	18,709人	18,001人	15,276人	12,583人	10,494人	10,513人	6,914人	92,490人	—	
(f) 事業対象者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,283人
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))	62.1%	77.2%	83.1%	90.0%	89.3%	84.6%	82.8%	79.5%	59.2%	

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c) 重複分」は同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

(3) サービス毎の利用状況と推移

① (在宅サービス)

	12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	03年09月
訪問介護	6,593人 (100)	25,653人 (389)	25,772人 (391)	24,942人 (378)	13,617人 (207)	13,567人 (206)	13,616人 (207)	13,757人 (209)	14,087人 (214)
(総合事業含)	—	—	—	—	24,769人	24,840人	24,847人	24,586人	24,959人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	1,439人 (100)	12,499人 (869)	12,314人 (856)	11,870人 (825)	112人 (8)	—	—	—	—
訪問入浴 介護	780人 (100)	977人 (125)	948人 (122)	866人 (111)	869人 (111)	840人 (108)	825人 (106)	958人 (123)	932人 (119)
	2,430回 (100)	4,920回 (202)	4,791回 (197)	4,514回 (186)	4,446回 (183)	4,252回 (175)	4,265回 (176)	4,974回 (205)	4,793回 (197)
	3.1回/人	5.0回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.1回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.1回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	0人 (100)	11人 —	9人 —	11人 —	8人 —	10人 —	5人 —	9人 —	8人 —
訪問看護	2,523人 (100)	7,609人 (302)	8,360人 (331)	9,106人 (361)	9,833人 (390)	10,651人 (422)	11,704人 (464)	12,780人 (507)	13,322人 (528)
	12,279回 (100)	70,187回 (572)	81,964回 (668)	90,051回 (733)	99,500回 (810)	102,377回 (834)	114,822回 (935)	135,882回 (1,107)	130,709回 (1,064)
	4.9回/人	9.2回/人	9.8回/人	9.9回/人	10.1回/人	9.6回/人	9.8回/人	10.6回/人	9.8回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	62人 (100)	1,491人 (2,405)	1,700人 (2,742)	1,925人 (3,105)	2,386人 (3,848)	2,716人 (4,381)	3,207人 (5,173)	3,457人 (5,576)	3,597人 (5,802)
訪問リハビリ セッション	128人 (100)	1,026人 (802)	1,060人 (828)	1,095人 (855)	1,247人 (974)	1,572人 (1,228)	1,687人 (1,318)	1,828人 (1,428)	1,886人 (1,473)
	386回 (100)	12,465回 (3,229)	13,357回 (3,460)	13,759回 (3,565)	15,856回 (4,108)	19,298回 (4,999)	20,750回 (5,376)	23,848回 (6,178)	23,754回 (6,154)
	3.0回/人	12.1回/人	12.6回/人	12.6回/人	12.7回/人	12.3回/人	12.3回/人	13.0回/人	12.6回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	2人 (100)	259人 (12,950)	294人 (14,700)	278人 (13,900)	316人 (15,800)	427人 (21,350)	479人 (23,950)	532人 (26,600)	549人 (27,450)
居宅療養 管理指導	2,051人 (100)	8,015人 (391)	8,945人 (436)	9,748人 (475)	10,714人 (522)	12,036人 (587)	12,647人 (617)	14,280人 (696)	14,634人 (714)
	3,034回 (100)	23,948回 (789)	28,241回 (931)	30,833回 (1,016)	34,787回 (1,147)	19,289回 (636)	19,520回 (643)	23,527回 (775)	23,668回 (780)
	1.5回/人	3.0回/人	3.2回/人	3.2回/人	3.2回/人	1.6回/人	1.5回/人	1.6回/人	1.6回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	74人 (100)	970人 (1,311)	1,032人 (1,395)	1,180人 (1,595)	1,282人 (1,732)	1,525人 (2,061)	1,661人 (2,245)	1,883人 (2,545)	1,805人 (2,439)
福祉用具 貸与	535人 (100)	23,912人 (4,470)	25,588人 (4,783)	26,243人 (4,905)	27,980人 (5,230)	29,463人 (5,507)	30,805人 (5,758)	31,959人 (5,974)	32,766人 (6,124)
	1,392品目 (100)	82,280品目 (5,911)	89,639品目 (6,440)	91,900品目 (6,602)	100,562品目 (7,224)	106,999品目 (7,687)	113,624品目 (8,163)	120,143品目 (8,631)	124,724品目 (8,960)
	2.6品目/人	3.4品目/人	3.5品目/人	3.5品目/人	3.6品目/人	3.6品目/人	3.7品目/人	3.8品目/人	3.8品目/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	10人 (100)	7,378人 (73,780)	8,108人 (81,080)	8,687人 (86,870)	9,498人 (94,980)	10,444人 (104,440)	11,157人 (111,570)	11,507人 (115,070)	11,776人 (117,760)



	12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	03年09月
通所介護	5,536人 (100)	22,170人 (400)	23,401人 (423)	23,756人 (429)	14,915人 (269)	15,027人 (271)	14,765人 (267)	14,475人 (261)	14,299人 (258)
(総合事業含)	—	—	—	—	24,592人	25,612人	24,608人	24,643人	24,476人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	899人 (100)	8,980人 (999)	9,401人 (1,046)	9,653人 (1,074)	168人 (19)	— —	— —	— —	— —
通所リハビリ テーション	1,955人 (100)	5,663人 (290)	5,747人 (294)	5,869人 (300)	6,157人 (315)	6,546人 (335)	6,388人 (327)	6,315人 (323)	6,204人 (317)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	124人 (100)	1,827人 (1,473)	1,852人 (1,494)	1,883人 (1,519)	2,049人 (1,652)	2,359人 (1,902)	2,336人 (1,884)	2,375人 (1,915)	2,338人 (1,885)
短期入所 生活介護	1,345人 (100)	3,736人 (278)	3,652人 (272)	3,523人 (262)	3,618人 (269)	3,523人 (262)	3,311人 (246)	3,177人 (236)	3,186人 (237)
	9,936日 (100)	43,287日 (436)	43,056日 (433)	42,250日 (425)	43,872日 (442)	43,288日 (436)	42,640日 (429)	43,171日 (434)	42,096日 (424)
	7.4日/人	11.6日/人	11.8日/人	12.0日/人	12.1日/人	12.3日/人	12.9日/人	13.6日/人	13.2日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	22人 (100)	149人 (677)	117人 (532)	128人 (582)	117人 (532)	114人 (518)	94人 (427)	89人 (405)	107人 (486)
短期入所 療養介護	162人 (100)	643人 (397)	692人 (427)	672人 (415)	691人 (427)	725人 (448)	658人 (406)	616人 (380)	635人 (392)
	1,085日 (100)	5,057日 (466)	6,059日 (558)	5,785日 (533)	5,860日 (540)	6,356日 (586)	6,128日 (565)	5,507日 (508)	5,996日 (553)
	6.7日/人	7.9日/人	8.8日/人	8.6日/人	8.5日/人	8.8日/人	9.3日/人	8.9日/人	9.4日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	2人 (100)	20人 (1,000)	22人 (1,100)	20人 (1,000)	15人 (750)	17人 (850)	14人 (700)	12人 (600)	12人 (600)
特定施設 入居者生活介護	217人 (100)	3,791人 (1,747)	3,930人 (1,811)	4,105人 (1,892)	4,219人 (1,944)	4,499人 (2,073)	4,705人 (2,168)	4,823人 (2,223)	4,750人 (2,189)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	21人 (100)	863人 (4,110)	859人 (4,090)	921人 (4,386)	932人 (4,438)	1,042人 (4,962)	1,081人 (5,148)	1,067人 (5,081)	1,009人 (4,805)
居宅介護 支援	13,225人 (100)	47,601人 (360)	49,095人 (371)	49,292人 (373)	40,565人 (307)	42,249人 (319)	43,649人 (330)	44,950人 (340)	45,599人 (345)
うち要支援者に対する サービス	2,272人 (100)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
うち介護予防 支援	— —	21,665人 (954)	22,175人 (976)	22,337人 (983)	12,538人 (552)	13,574人 (597)	14,464人 (637)	15,042人 (662)	15,286人 (673)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 ( ) は平成12年4月分を100とした場合の指数。

注3 「訪問介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「訪問看護」に総合事業の「介護予防訪問サービス」と「生活支援訪問サービス」を加えた人数。

注4 「通所介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「通所介護」に総合事業の「介護予防通所サービス」を加えた人数。

	12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	88人	98人	126人	149人	182人	189人	215人	232人
夜間対応型訪問介護	-	5人	7人	8人	3人	1人	1人	2人	1人
認知症対応型通所介護	-	490人	479人	474人	489人	538人	558人	582人	548人
小規模多機能型居宅介護	-	784人	830人	833人	833人	836人	848人	859人	904人
認知症対応型共同生活介護	17人 (100)	1,837人 (10,806)	1,888人 (11,106)	2,009人 (11,818)	2,152人 (12,659)	2,254人 (13,259)	2,456人 (14,447)	2,456人 (14,447)	2,492人 (14,659)
小規模特別養護老人ホーム	-	540人	564人	598人	595人	611人	632人	642人	659人
看護小規模多機能型居宅介護	-	44人	75人	106人	127人	154人	211人	248人	256人

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 ( ) は平成12年4月分を100とした場合の指数

② (施設サービス)

	12年4月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
特別養護老人ホーム	4,122人 (100)	5,264人 (128)	5,352人 (130)	5,476人 (133)	5,679人 (138)	5,772人 (140)	6,200人 (150)	6,258人 (152)	6,420人 (156)
うち 小規模特別養護老人ホーム(再掲)	-	540人	564人	598人	595人	611人	632人	642人	659人
介護老人保健施設	1,987人 (100)	4,713人 (226)	4,748人 (227)	4,798人 (237)	4,859人 (237)	4,738人 (239)	4,761人 (241)	4,645人 (234)	4,514人 (227)
介護療養型医療施設	842人 (100)	658人 (78)	550人 (65)	453人 (54)	322人 (38)	282人 (33)	102人 (12)	76人 (9)	77人 (9)
介護医療院	-	-	-	-	-	9人 (100)	207人 (100)	339人 (100)	372人 (110)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 ( ) は平成12年4月分を100とした場合の指数

注3 12年4月分の老人保健施設の利用者数は、老人保健施設のショートステイの利用者数を含む

③ (住宅改修及び福祉用具購入)

	12年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 4月～9月
住宅改修	2,185件 (100)	7,381件 (338)	7,546件 (345)	7,469件 (342)	7,327件 (335)	7,353件 (337)	7,276件 (333)	6,829件 (313)	3,514件 (161)
福祉用具購入	3,395件 (100)	6,865件 (202)	6,904件 (203)	6,614件 (195)	6,566件 (193)	6,240件 (184)	6,362件 (187)	6,608件 (195)	3,219件 (95)

注1 年度区分は支給決定月に基づく(利用年度ではない)

注2 ( ) は平成12年度を100とした場合の指数

④（市町村特別給付）

	20年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 3月～8月
ミドルステイ	21件	3件	5件	2件	6件	3件	4件	18件	3件
緊急ショートステイ	0件	5件	4件	1件	0件	2件	1件	1件	0件
緊急一時保護	-	0件	0件	2件	1件	3件	1件	0件	2件
災害時ショートステイ	-	-	-	-	-	-	-	-	0件

注1 17年度より3月～翌年2月分の利用実績

⑤（総合事業）

	29年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
介護予防 訪問サービス	635人 (100)	10,646人 (1,677)	9,450人 (1,488)	9,174人 (1,445)	8,775人 (1,382)	8,702人 (1,370)
生活支援 訪問サービス	80人 (100)	506人 (633)	1,823人 (2,279)	2,057人 (2,571)	2,054人 (2,568)	2,170人 (2,713)
住民主体 訪問サービス	0人 -	9人 -	41人 -	56人 -	57人 -	51人 -
介護予防 通所サービス	542人 (100)	9,677人 (1,785)	10,585人 (1,953)	9,843人 (1,816)	10,168人 (1,876)	10,177人 (1,878)
短期集中 通所サービス	- -	70人 -	- -	- -	- -	- -
フレイル改善 通所サービス	- -	- -	91人 -	116人 -	90人 -	111人 -

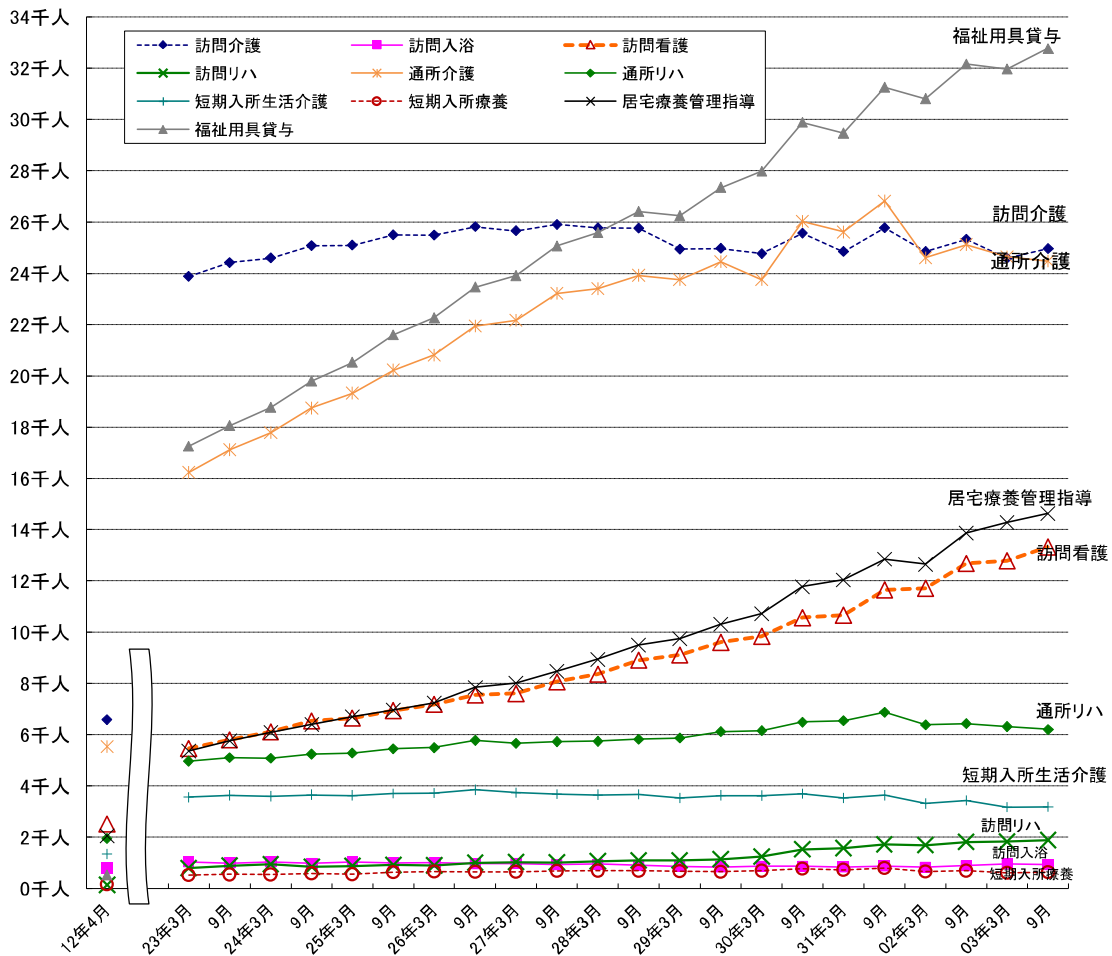
注1 「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」「介護予防通所サービス」については、兵庫県国保連合会給付実績情報等を令和3年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後変動する。

注2 ( ) は平成29年4月分を100とした場合の指数

注3 「短期集中通所サービス」は、平成29年7月より開始平成30年12月終了

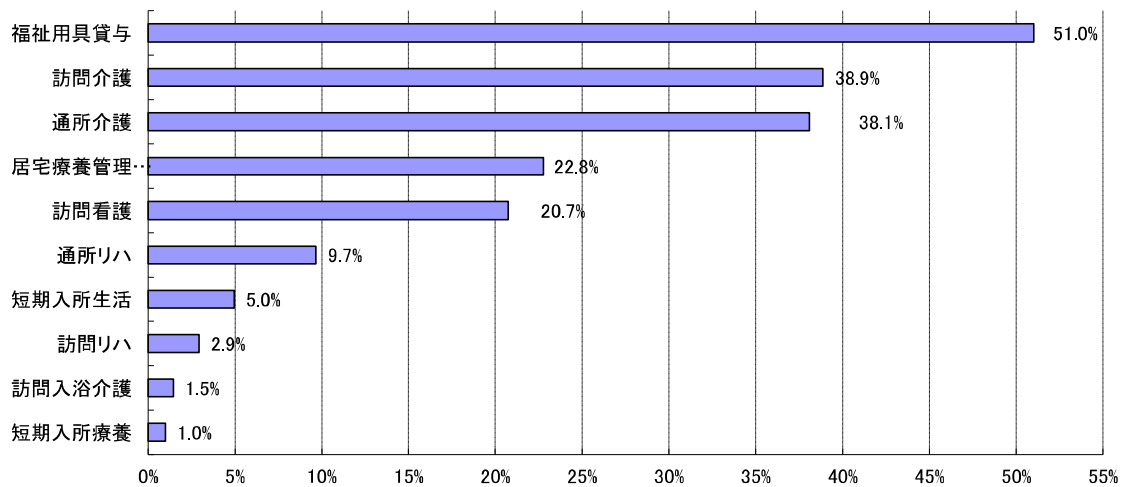
注4 「フレイル改善通所サービス」は、平成30年10月より開始

4. 在宅サービスの種類別利用状況  
 (1) サービス種類別利用人数の推移



(2) サービス種類別利用者割合 (各サービス利用者数 / 在宅サービス利用者総数)

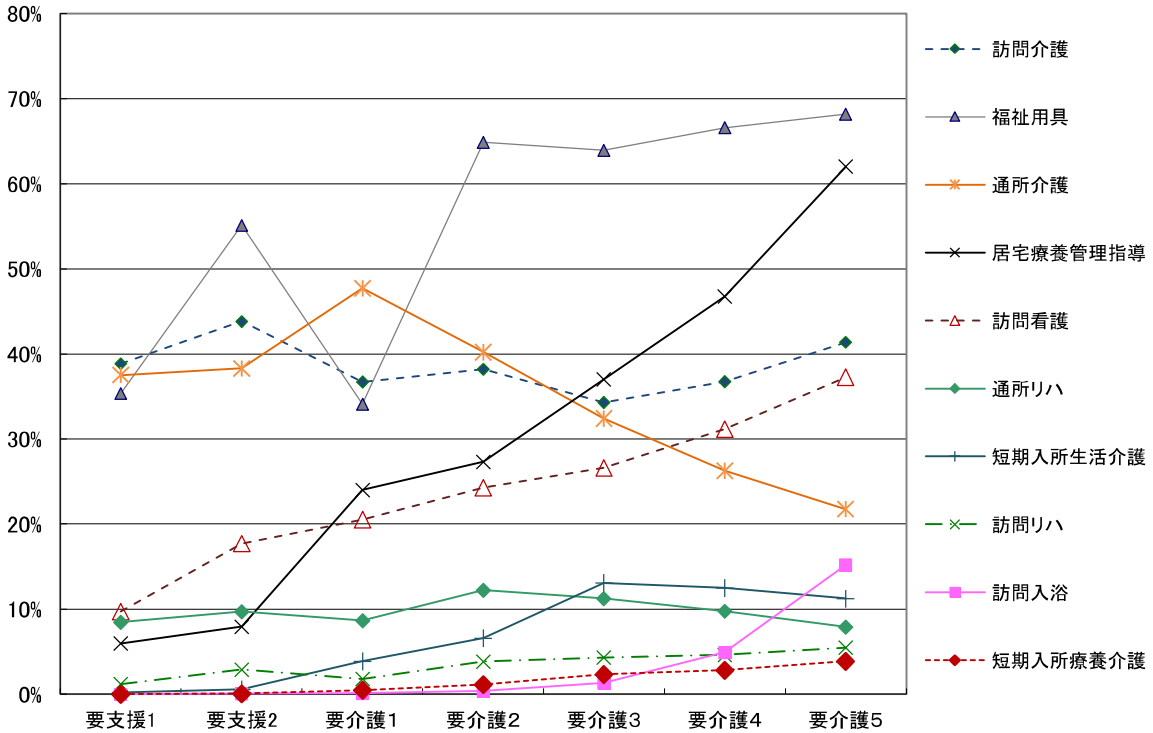
※令和3年9月利用分



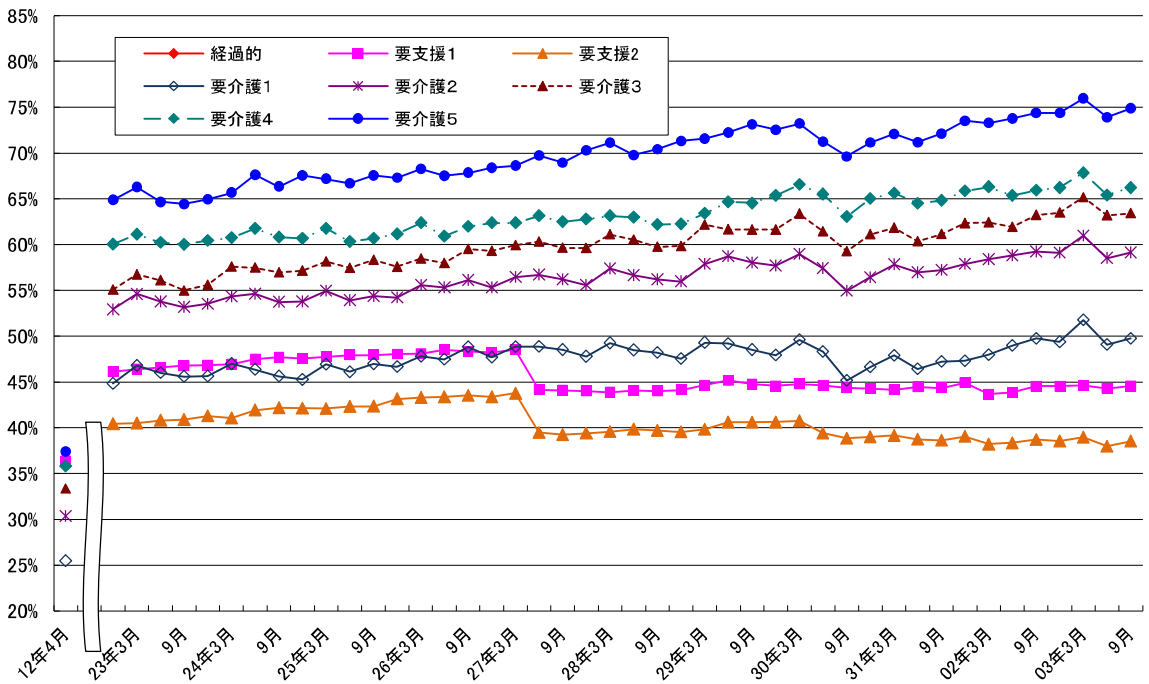
※通所介護、訪問介護は総合事業分も含む。

(3) 要介護度別サービス利用者割合  
(各サービスの利用者数/在宅サービス利用者総数)

※令和3年9月利用分



(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移



※令和3年9月利用分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
利用率	45%	39%	50%	59%	63%	66%	75%	57%

## 5. 指定事業者等・定員数の推移等

### ① (在宅サービス)

		12年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
訪問介護	事業所数	48	594	596	598	598	588	584	581	576
介護予防訪問介護	事業所数	-	586	590	589	581	-	-	-	-
介護予防訪問サービス	事業所数	-	-	-	-	602	544	541	538	535
生活支援訪問サービス	事業所数	-	-	-	-	257	304	308	315	318
住民主体訪問サービス	実施団体数	-	-	-	-	4	6	6	5	5
訪問入浴介護	事業所数	4	17	17	16	16	14	14	13	13
訪問看護	事業所数	60	139	159	177	192	195	201	221	235
訪問リハビリテーション	事業所数	-	11	12	14	13	19	22	22	28
福祉用具貸与	事業所数	10	117	115	115	110	102	101	100	100
特定福祉用具販売	事業所数	-	113	111	109	106	96	97	95	94
通所介護	事業所数	58	461	467	469	472	456	455	464	461
	定員数(人)	1,250	10,137	10,438	10,709	11,051	10,690	10,702	11,114	11,040
うち 地域密着型 通所介護	事業所数	-	-	-	222	221	211	208	211	210
	定員数(人)	-	-	-	2,701	2,792	2,685	2,653	2,914	2,924
介護予防通所介護	事業所数	-	451	456	456	455	-	-	-	-
介護予防通所サービス	事業所数	-	-	-	-	454	425	421	436	434
通所リハビリテーション	事業所数	19	581	664	728	736	849	924	984	1,016
短期入所生活介護	事業所数	41	94	96	105	107	109	114	117	119
	定員数(人)	748	1,402	1,455	1,515	1,525	1,553	1,589	1,602	1,614
短期入所療養介護	事業所数	19	74	73	71	71	96	95	94	92
認知症対応型 共同生活介護	施設数	1	97	101	109	118	123	125	131	133
	定員数(人)	8	1,881	1,935	2,151	2,259	2,379	2,457	2,610	2,655
特定施設入居 者生活介護	施設数	6	93	96	97	101	103	107	109	110
	定員数(人)	1,081	7,381	7,769	7,351	8,238	8,578	8,836	8,982	9,064
居宅介護支援	事業所数	276	487	496	493	490	476	470	448	434
介護予防支援	事業所数	-	75	76	76	76	76	76	76	76

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成(24年3月迄)(※休止中の事業所を除く)

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

注6 平成29年度より総合事業の項目を追加

		12年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	-	9	11	11	11	13	14	16	17
	事業所数	-	1	1	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	-	2	3	5	5	9	11	13	13
	事業所数	-	42	45	47	49	46	45	45	47
小規模多機能型居宅介護	定員数(人)	-	1,040	1,093	1,231	1,297	1,226	1,201	1,220	1,265
	事業所数	-	22	23	24	24	27	26	26	27
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員数(人)	-	562	591	621	621	680	670	673	693
	事業所数	-	32	29	30	29	28	29	31	32
認知症対応型通所介護	定員数(人)	-	344	339	371	357	335	347	356	368
	事業所数	-	32	29	30	29	28	29	31	32

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

## ②（施設サービス）

		12年3月	27年3月	28年3月	29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
介護老人福祉施設	施設数	47	95	97	104	106	108	113	118	121
	定員数(人)	3,310	5,434	5,533	5,892	6,022	6,161	6,594	6,959	7,196
うち 地域密着型 介護老人 福祉施設	施設数	-	22	23	24	24	26	26	27	28
	定員数(人)	-	562	591	621	621	660	679	699	728
介護老人保健施設	施設数	19	61	62	63	63	63	63	63	63
	定員数(人)	1,757	5,231	5,331	5,431	5,431	5,431	5,461	5,461	5,461
療養強化型 老健施設	施設数	-	1	1	1	1	1	1	0	0
	定員数(人)	-	90	90	90	90	90	90	0	0
介護療養型 医療施設	施設数	-	12	10	9	8	7	4	3	3
	定員数(人)	-	676	604	491	354	305	97	81	81
介護医療院	施設数	-	-	-	-	-	1	2	5	5
	定員数(人)	-	-	-	-	-	18	197	365	365
施設合計	施設数	66	169	170	177	178	179	183	189	192
	定員数(人)	5,067	11,431	11,558	11,904	11,897	11,987	12,439	12,866	13,103

注1 介護老人福祉施設に地域密着型介護老人福祉施設（再掲）を含む（18年度から）

注2 旧一部ユニット型施設については、平成23年9月1日以降に指定、許可の更新があった施設について、ユニット型施設および従来型施設をそれぞれ別施設として計上。（平成27年3月より）

注3 介護療養型老健施設→療養強化型老健施設に名称変更（平成28年3月より）

③（あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対応状況）

業務	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 4月～9月
介護予防ケアマネジメント	389,057	380,943	377,573	367,170	370,354	427,124	373,478	179,577
総合相談支援	84,946	86,258	89,370	89,551	101,682	122,264	120,138	62,154
権利擁護支援	10,966	11,426	12,588	11,516	12,716	11,739	14,395	6,074
包括的・継続的ケアマネジメント支援	15,508	14,193	12,800	19,989	26,210	28,852	32,993	16,487
その他(要介護(要支援)認定の申請代行等)	47,605	48,978	48,123	45,011	40,071	41,600	44,265	19,841
計	548,082	541,798	540,454	533,237	551,033	631,579	585,269	284,133

※ 具体的な業務

介護予防ケアマネジメント：要支援1・2及び特定高齢者の方を対象とする介護予防サービスと介護や支援が必要になるおそれのある方を対象とするサービスの適切な実施のために、ケアプランの作成を行う。

令和元年度より介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数を計上するよう変更した。

総合相談支援：高齢者やその家族、地域住民から様々な相談を受け、また、高齢者を個別訪問などして、必要な支援を把握し、適切なサービス利用の調整を行う。

権利擁護支援：高齢者虐待の対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用を支援するなどにより、高齢者の権利を擁護する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援：高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーへの助言・指導や、医療機関など関係機関との調整を行う。

参考（サービス付高齢者向け住宅）

		30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	03年9月
サービス付 高齢者向け住宅	件数	93	92	99	111	114
	戸数	3,444	3,458	3,726	4,354	4,484
うち 特定施設 入居者生活 介護施設	件数	1	3	4	5	6
	戸数	70	186	241	321	403

注1 サービス付高齢者向け住宅の件数・戸数については平成29年3月分より掲載。



6. 介護給付費の支払状況

【単位:百万円】

サービス提供月	12年4月分	12年度合計	29年3月分	29年度合計 (対前年比増)	30年3月分	30年度合計 (対前年比増)	31年3月分	元年度合計 (対前年比増)	02年3月分	02年度合計 (対前年比増)	03年3月分	03年度3月～9月
在宅サービス	790	12,467	6,488	78,235 (527.5%)	6,880	82,157 (5.0%)	6,952	85,413 (4.0%)	7,196	86,854 (1.7%)	7,596	52,476
うち総合事業	—	—	—	3,091	551	6,543	537	6,525	517	6,119	520	3,623
施設サービス	1,871	24,360	3,081	36,813 (51.1%)	3,137	37,043 (0.6%)	3,162	38,585 (4.2%)	3,390	40,253 (4.3%)	3,423	23,720
合計	2,661	36,827	9,569	115,048 (212.4%)	10,017	119,200 (3.6%)	10,114	123,998 (4.0%)	10,586	127,107 (2.5%)	11,019	76,196

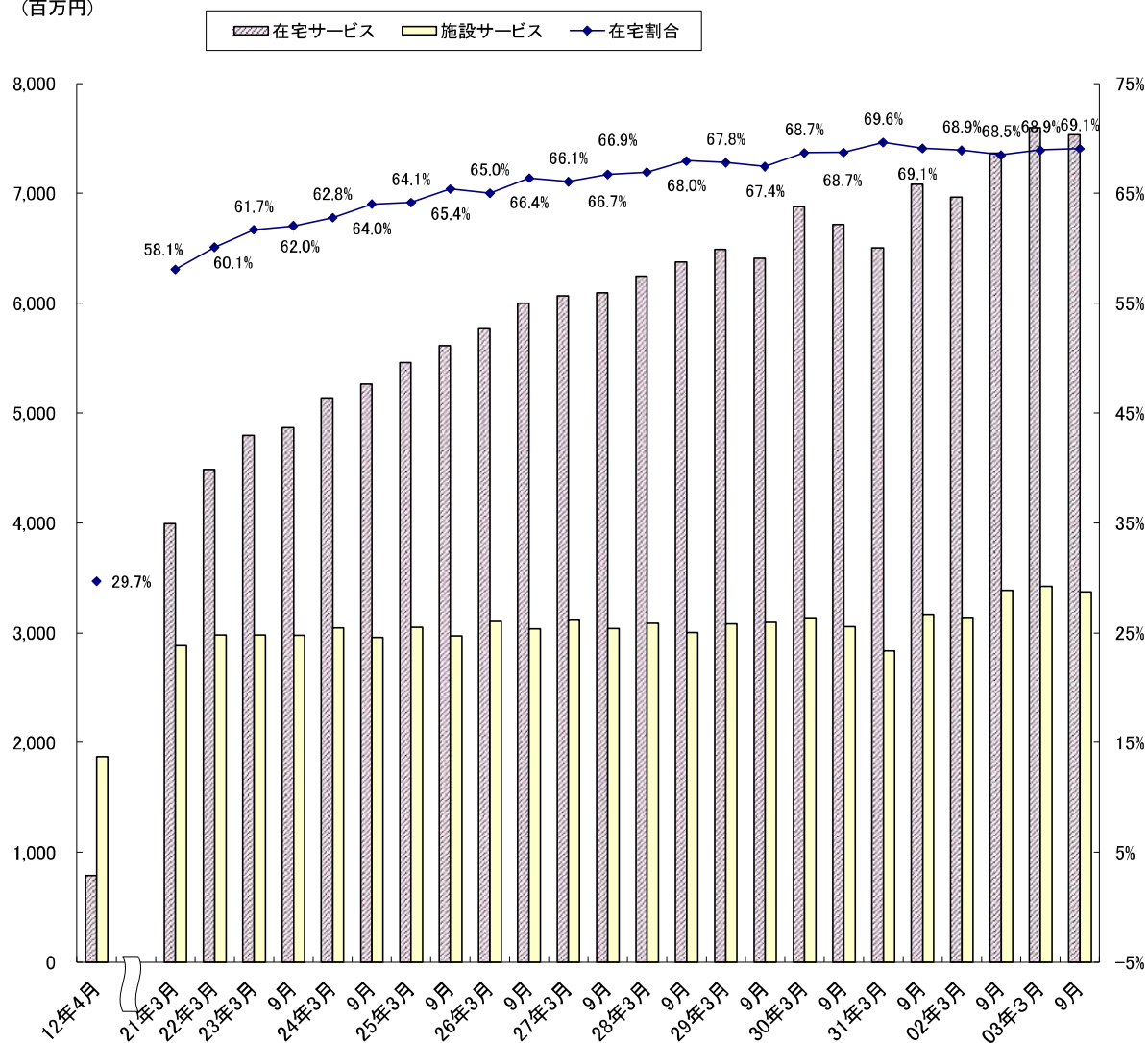
注1 兵庫県国保連合会に対する支払い実績を集計したもの

注2 福祉用具購入費、住宅改修費等償還払い、高額介護サービス費（公費負担分等）を除く

注3 各年度合計については、12年度は4月～2月分(11か月分)の合計であり、13年度からは3月～2月分(12か月分)の合計

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスのみ。

(百万円)



## 7. 保険料の収納状況等

### (1) 介護保険料収納状況

【単位：千円】

		12年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 4月～9月
特別徴収	調定額	1,887,226	22,923,143	23,579,265	24,019,387	26,848,261	26,340,166	25,462,028	12,945,126
	収納額 (年金引去)	1,887,226	22,923,143	23,579,265	24,019,387	26,848,261	26,340,166	25,462,028	12,945,126
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定額	512,455	2,892,453	2,853,169	2,819,152	2,925,815	2,739,853	2,735,970	939,120
	収納額	470,921	2,518,551	2,496,598	2,476,794	2,606,439	2,452,190	2,498,311	839,872
	収納率	91.90%	87.07%	87.50%	87.86%	89.08%	89.50%	91.31%	89.43%
合計	調定額	2,399,681	25,815,596	26,432,434	26,838,539	29,774,076	29,080,019	28,197,998	13,884,246
	収納額	2,358,147	25,441,694	26,075,863	26,496,181	29,454,700	28,792,356	27,960,339	13,784,998
	収納率	98.27%	98.55%	98.65%	98.72%	98.93%	99.01%	99.16%	99.29%

※ 還付未済額を除く。

### (2) 保険料減免の状況

減免の対象となる方	12年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 9月末現在
①保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階の方のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している方	(2,590件)	1,908件	1,813件	1,654件	1,596件	1,466件	1,334件	1,158件
②失業等により、ご本人やご家族の所得が前年に比べて半分以下に減少する方のうち一定の方	324件	265件	220件	225件	225件	198件	3,743件	720件
③災害により、住宅、家財に5割以上の被害を受けた方のうち一定の方	0件	21件	12件	13件	41件	20件	21件	6件
④刑事施設等への収監（2か月を超える場合）により、サービスを受けることができなくなる方	4件	29件	22件	29件	21件	28件	17件	19件
⑤保険料段階が第3段階の方のうち「市在日外国人等福祉給付金を受給している方（職権適用分）」	(539件)	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件

※ 実績は減免決定件数

①平成18年度からは、保険料段階が第3段階も対象。ただし、平成18年度からの保険料段階 新2段階の設定により対象者は減少

⑥平成18年度から、保険料段階の3段階が対象のため対象者は減少

### (3) 利用料軽減措置の状況

減免の対象となる方	12年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 9月末現在
①利用料の世帯合計額が一定の上限を超える場合、超過額を高額介護サービス費として支給	延28,959件	延235,527件	延258,966件	延264,577件	延263,420件	延275,666件	延287,889件	延122,733件
②従来から訪問介護を無料で利用していた人等の利用料を軽減又は免除	5,523件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
③特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用料の軽減	3,701件	85件	62件	51件	37件	29件	24件	13件
④特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の食事標準負担額の軽減	3,701件	—	—	—	—	—	—	—
⑤介護保険施設入所者の食事標準負担額の軽減	2,775件	—	—	—	—	—	—	—
⑥介護保険施設入所者とショートステイの食費・居住費(滞在費)の負担軽減	—	13,188件	13,138件	13,177件	13,203件	13,389件	13,717件	9,886件
⑦社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減	660件	658件	703件	612件	625件	683件	699件	555件
⑧災害、事業休止等による利用料減免	—	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人

※ ①について、12～20年度までは償還払いのみ。21年度より現物給付分（生活保護の被保護者）の件数を含む。

※ ②について、17年6月で障害者施策分以外の軽減措置が終了。20年6月で障害者施策分の軽減措置も終了。

障害者施策分の免除措置については引き続き継続。

※ ②～⑦について、件数は認定証発行件数。（18年度からは当年7月1日から翌年6月末の件数）

※ ⑦について、17年9月までは対象者の要件が生活困窮者に対する保険料減免と同じであったため、当該保険料減免申請者に対しては、実際のサービス利用の有無にかかわらず自動的に⑦の認定証を発行。17年10月から対象者の要件が変更。

※ ⑧について、人数は登録者数（当年7月1日から翌年6月末の件数）

### 8. 事業者指導・監査の状況

	20年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年 4月～9月
集団指導	3件	2件	3件	2件	2件	0件	1件	0件
計	50件	266件	256件	231件	237件	278件	34件	21件
実地指導								
居宅介護支援	3件	20件	31件	19件	16件	29件	5件	4件
訪問介護	5件	64件	61件	24件	25件	28件	7件	2件
デイサービス等	0件	15件	34件	28件	23件	44件	5件	1件
グループホーム等	35件	51件	60件	72件	55件	58件	4件	1件
特養・老健等	4件	115件	66件	84件	117件	102件	7件	13件
その他	3件	1件	4件	4件	1件	17件	6件	0件
計	14件	160件	126件	91件	79件	60件	43件	19件
監査								
居宅介護支援	1件	18件	12件	11件	9件	5件	2件	1件
訪問介護	2件	33件	31件	17件	19件	16件	9件	5件
デイサービス等	1件	14件	15件	12件	10件	10件	2件	1件
グループホーム等	9件	24件	15件	19件	12件	10件	4件	2件
特養・老健等	0件	67件	46件	31件	23件	15件	24件	8件
その他	1件	4件	7件	1件	6件	4件	2件	2件
計	—	893件	838件	913件	437件	1,025件	0件	0件
自主監査 (29年度までは書面 監査)								
居宅介護支援	—	224件	147件	162件	0件	471件	0件	0件
訪問介護	—	204件	201件	147件	0件	540件	0件	0件
デイサービス等	—	186件	212件	228件	437件	0件	0件	0件
グループホーム等	—	16件	49件	33件	0件	0件	0件	0件
特養・老健等	—	78件	32件	83件	0件	0件	0件	0件
その他	—	185件	197件	260件	0件	14件	0件	0件

注：予防サービスを除く。

平成24年4月に、兵庫県から神戸市に指導監督権限が委譲された。

※ 集団指導：多数の事業者に講習等の方法により、制度説明等を行う。

※ 実地指導：事業者等の所在地において実地に行う。

※ 監査：各種情報により指定基準違反が疑われる場合に行う実地検査。

※ 自主監査：事業者が事業運営について自己点検を行いその結果を報告させる。

※ 書面監査：提出された自己点検シートをもとに、事業運営等について確認する。（平成29年度まで）

※ 令和元年度の集団指導は感染症予防のため中止。資料を市ホームページに掲載。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため定期実地指導については方法検討中。

サービス毎の利用状況と推移

単位:人

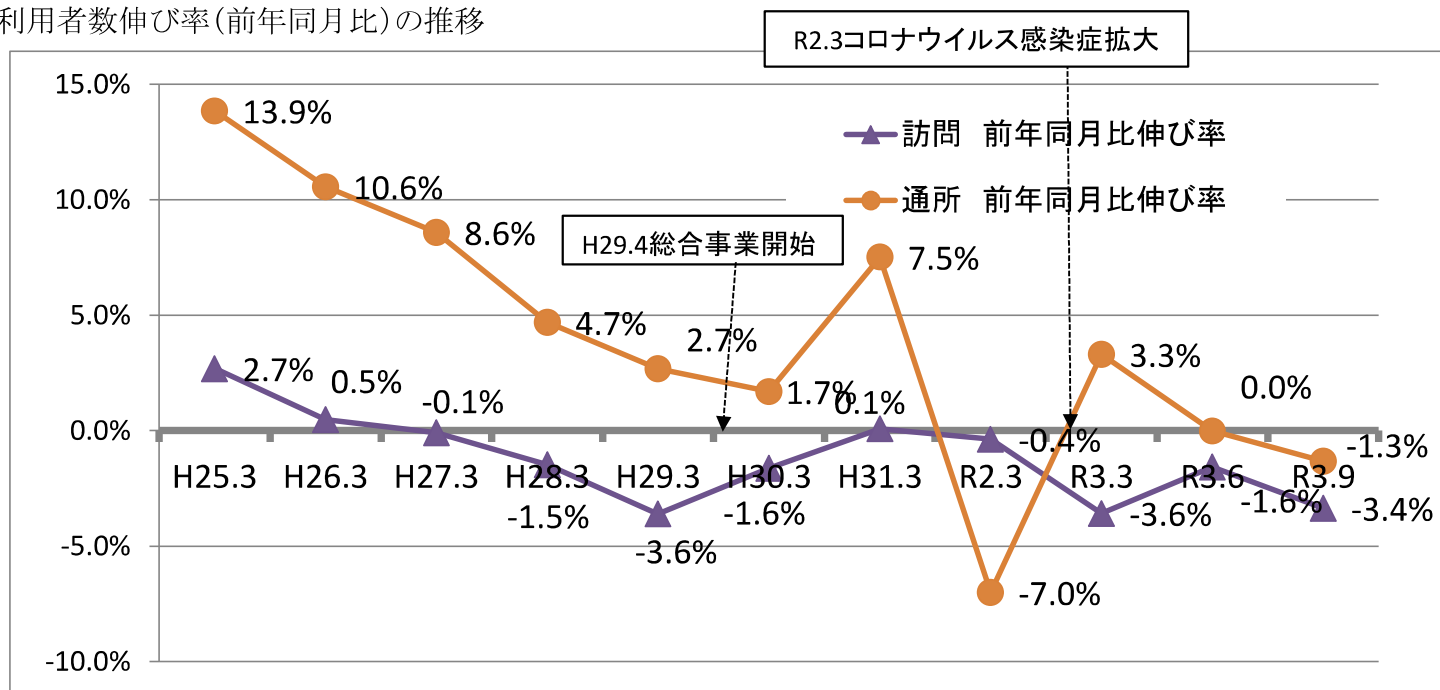
	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R3.6	R3.9
介護予防訪問サービス 注1	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	10,758	9,450	9,174	8,775	8,888	8,702
生活支援訪問サービス						506	1,823	2,057	2,054	2,112	2,170
計	12,452	12,511	12,499	12,314	11,870	11,264	11,273	11,231	10,829	11,000	10,872
訪問 前年同月比伸び率	2.7%	0.5%	-0.1%	-1.5%	-3.6%	-1.6%	0.1%	-0.4%	-3.6%	-1.6%	-3.4%
介護予防通所サービス 注2	7,480	8,270	8,980	9,401	9,653	9,845	10,585	9,843	10,168	9,933	10,177
通所 前年同月比伸び率	13.9%	10.6%	8.6%	4.7%	2.7%	1.7%	7.5%	-7.0%	3.3%	0.0%	-1.3%

注1 H29.3以前は介護予防訪問介護の利用者数のみ。H30.3は介護予防訪問介護の利用者数を含む。

注2 H29.3以前は介護予防通所介護の利用者数のみ。H30.3は介護予防通所介護の利用者数を含む。

注3 兵庫県国保連合会給付実績情報等に基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

利用者数伸び率(前年同月比)の推移



事業所数の推移

※みなし指定の終了による事業所数の減

	H29年 12月	H30年 3月	H30年 6月	H30年 9月	H30年 12月	H31年 3月	R2年 3月	R2年 6月	R2年 12月	R3年 3月	R3年 6月	R3年 9月
介護予防訪問サービス	568	602	539	546	542	544	541	532	529	538	535	535
生活支援訪問サービス	248	257	267	275	281	304	308	305	303	315	316	318
住民主体訪問サービス	4	4	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5
介護予防通所サービス	450	454	427	429	418	425	421	430	434	436	433	434

※神戸市介護保険制度の実施状況より

みなしは、H29.4からH30.3の期間、もともとの指定を持っているところは、総合事業の各サービス(介護予防訪問、介護予防通所)の指定を改めて取らずにサービスを提供することが可能であった。

## 介護予防通所サービスの提供における 目標設定・実績評価について（令和2年度実施分報告）

### 1. 目的

介護予防通所サービス事業所において、サービスの目的である「利用者の心身機能の維持回復や生活機能の維持向上」に意識して取り組んでいただき、利用者個々へのサービス提供内容を自己分析することで、事業所全体で取組内容の創意工夫や質の向上を目指す。

### 2. 評価の基準

評価用チェックリスト（15項目）

理由：「生活機能」、「運動機能」、「栄養改善」、「認知機能」、「うつ」などの心身状態の変化を総合的に評価できるため

### 3. 概要

#### （1）年度当初（事前）

- ・利用者（要支援者及び事業対象者）に対して、評価用チェックリストを実施し、利用者の状態を評価する。（年度途中の新規利用者は、受け入れの都度、実施する。）
- ・1年間の利用者全体の状態の維持改善に関する目標を設定する。

#### （2）年度末（事後）

- ・利用者の評価用チェックリストを実施し、年度当初（事前）と比較し、利用者ごとに改善、維持、悪化の判定を行う。
- ・年度当初に設定した目標の達成状況について要因分析を行うとともに、翌年度の目標を設定し、目標達成に向けた取組を記載する。

また、今年度より、年度途中でサービスを終了・中断した方についても理由別に人数を集計して報告を行うこととした。

### 4 レポート提出数

447 事業所（市外 11 事業所含む）

### 5. 提出されたレポートの概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初は1回目の緊急事態宣言による自粛要請期間の最中であり、その後も高齢者やその家族の感染不安の高まりから、自粛傾向がみられた。チェックリストの結果からは外出頻度に関する設問や、運動機能・うつ・認知機能の項目で悪化したとの回答が多かったものの、現状を客観的に評価し、新たな取り組みやサービス内容の工夫を行っている事業所が多くみられた。

#### 悪化・サービス終了・中断の要因分析

サービスを終了・中断した方について理由別の集計を行った結果、「要介護になった」が全体の24%と最も多く、次にコロナの感染不安（全体の22%）といった結果だった。

<悪化の要因分析>

- ・「運動機能・認知機能の低下」が考えられる。対象者の半数が運動機能の数値において、

低下を示しており外出自粛が介護予防においても大きく影響した可能性が高い。これまでの生活に比べ、格段に刺激が少なくなったため、認知機能の低下に繋がっていると考える。

- ・デイの利用を休止し、再開時に下肢筋力の低下が顕著に表れている方、休止中に自宅で転倒された方、要介護になった方が多く見られた。
- ・コロナが影響していると一概には言えないが、やはり感染に対する恐怖心から外出が無くなり、交流が減り、気持ちが沈みストレスが増え、心身機能低下に繋がっている。特に自粛で身体を動かさないことによる関節痛の増強で運動機能低下は否めない。

### サービスの工夫例

コロナ禍においても人との交流の機会は重要であり、不安なく、そして楽しく利用者が通いたくなるようなサービスの工夫が求められている。

#### 〈具体例〉

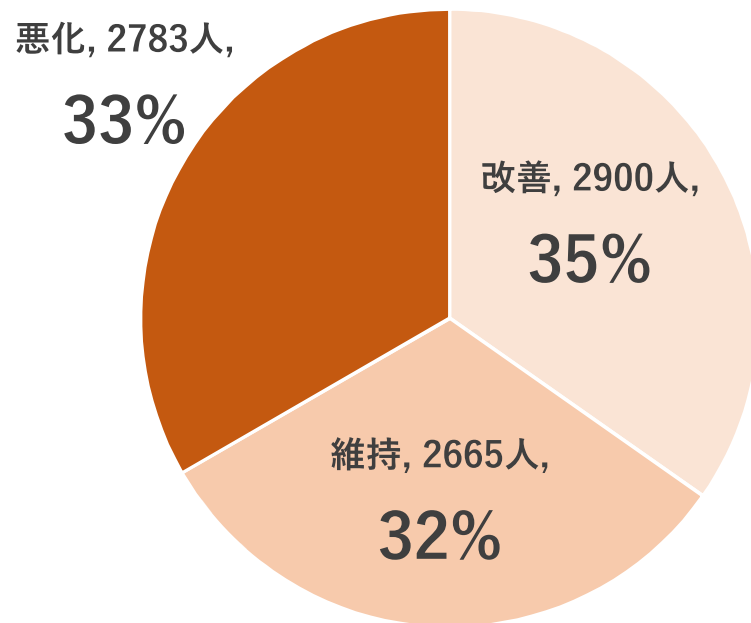
- ・日常生活においてどの部分が必要か、維持していかないといけないかを考え、それらを改善に繋げていけるようなメニューを提供。自宅での入浴が出来るような目標設定を積極的に導入し、在宅生活を長く維持出来るようなリハビリを展開していく。
- ・自宅への訪問、ZOOMを利用したリアルタイムの安否確認。運動プログラムの提供などを検討している。感染対策を周知し、安心してサービスを利用して頂けるようにしていく予定です。
- ・引き続き下肢筋力の強化を中心とした運動の実施していく。普段から動いているからと運動を拒否される方については、働きかけを強化し、運動参加者を増やし、維持できるよう努めていく。
- ・日常生活を維持し過ごせるよう個々の身体の問題点に着目した。オリジナルの運動に力を入れ、体を動かすことで普段使っていない筋肉に刺激を与え、また程よい運動量で筋力の維持改善や、疲れやすさの軽減を図った。スタッフの声掛けにより下肢筋力をより意識してリハビリを実施した。
- ・スタッフ全員が利用者の1年後の評価を予想して目標を設定した。外出機会の減少で意欲低下した方も多いのでコロナが収束した時に、いきいきした生活を送れるよう、基礎体力を維持出来るように、提供メニューを来所時のみならず自宅でも出来る体操を伝える。自宅での転倒防止となるよう、日常動作の確認・意識付けのための声掛けをする。
- ・デイに来ることが閉じこもりがちな生活の気分転換や、外出へのきっかけにできるよう保育園・幼稚園とのリモートによる交流の機会の提供、感染症対策を徹底した運動機会の提供など実施していきたい。

## 6. 考察

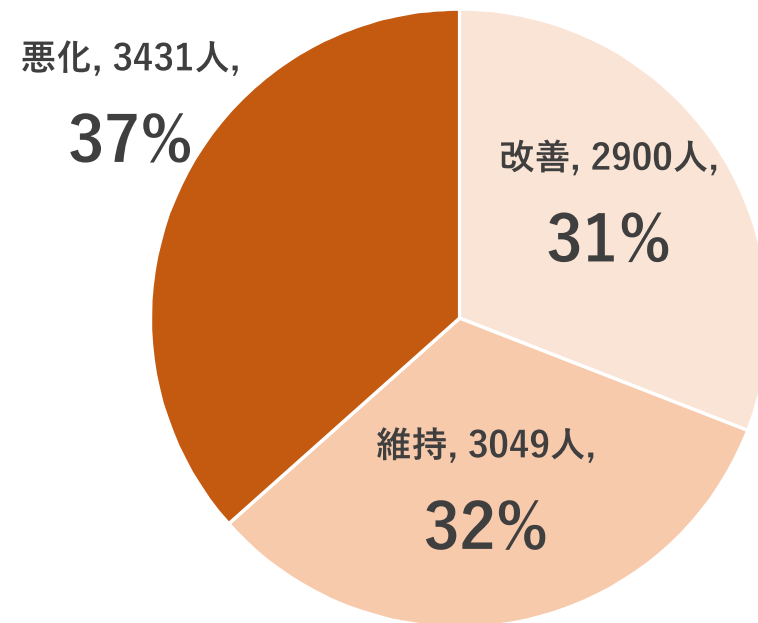
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中ではあるが、自宅でできるセルフケアを継続的に行えるような取り組み、利用者が前向きに通所できるような工夫を行っていただいている。また、多くの事業所でICTを活用した取り組みを実施、計画していることが見受けられた。今後も、個々の状況に合わせたアプローチで、サービスの目的である「利用者の心身機能の維持回復や生活機能の維持向上」に意識して取り組んでいただきたいと思います。

# 事前・事後チェックリスト実施者 比較

R1年度 全8348（人）



R2年度 全9380（人）

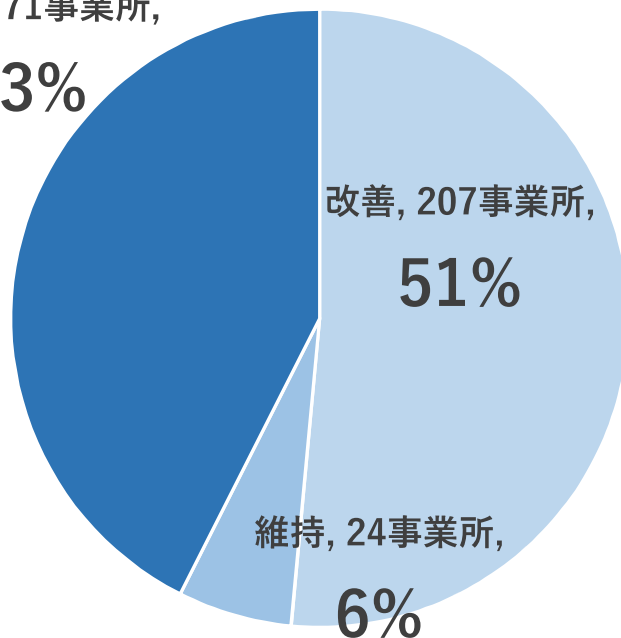


# 評価用チェックリスト結果一覧表 比較

R1年度 全402事業所

悪化, 171事業所,

43%



改善, 207事業所,

51%

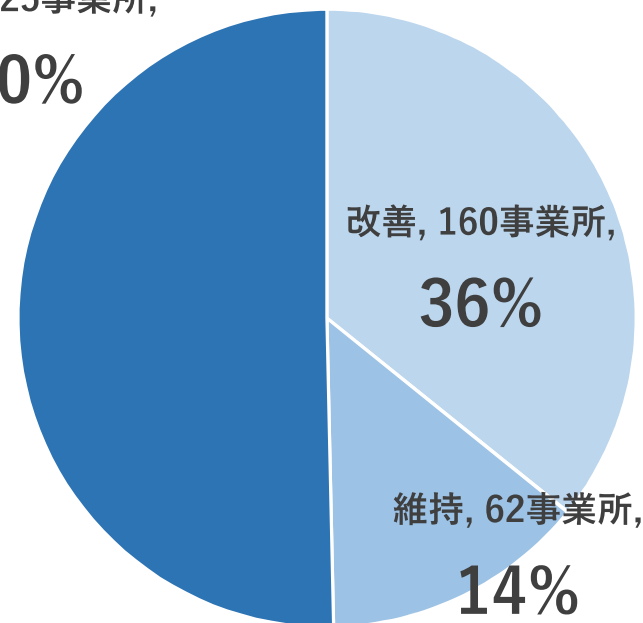
維持, 24事業所,

6%

R2年度 全447事業所

悪化, 225事業所,

50%



改善, 160事業所,

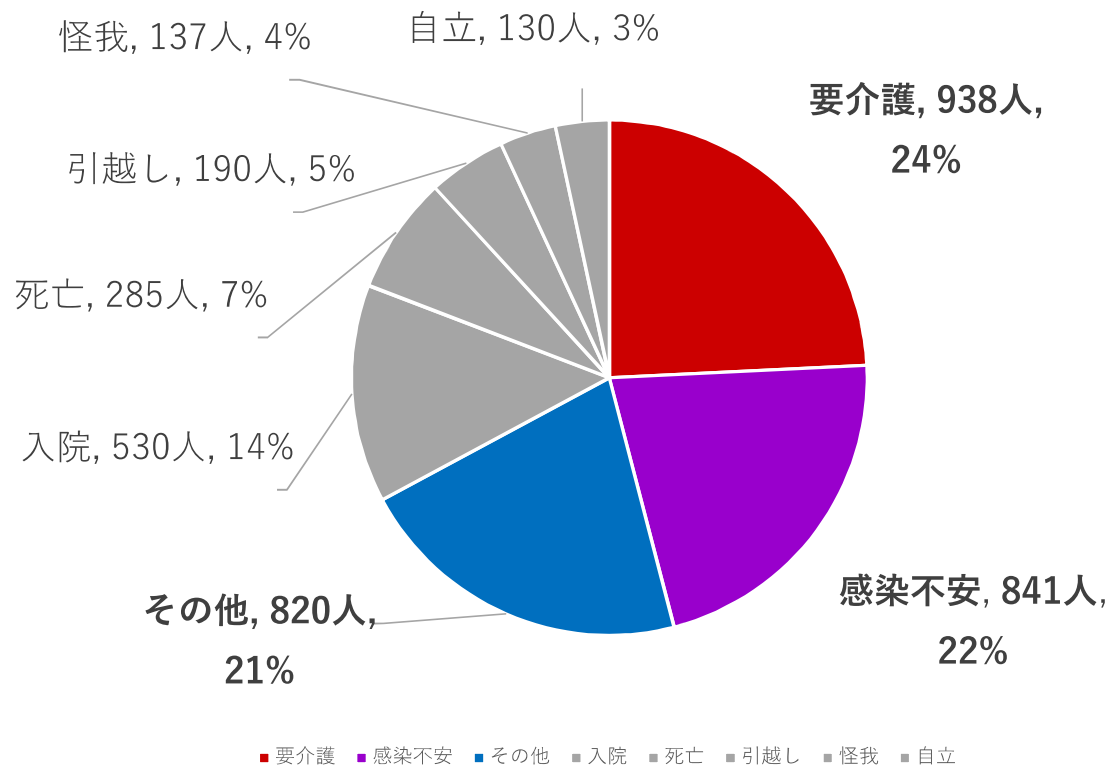
36%

維持, 62事業所,

14%



# 年度途中でサービスを終了した人数と割合



今年度より、年度途中でサービスを中止し、理由別に報告を行うこととした。  
今年度より、年度途中でサービスを中止し、理由別に報告を行うこととした。

1. 要介護 (24%)
2. 感染不安 (22%)
3. その他 (21%)
  - ・加齢
  - ・持病
  - ・周辺環境の変化
  - ・他事業所への移行 (サービス内容等)

## 生活支援訪問サービス従事者養成研修

### 1. 趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援訪問サービスにおいて、兵庫県が定める「緩和型基準によるサービスの担い手養成研修 標準カリキュラム」に基づき、担い手を養成する研修を実施している。

### 2. 実施状況

平成29年3月から令和3年12月までに、計21回実施。  
令和3年度は今後2回開催予定（研修定員各回50名）。

### 3. 修了生数・属性

延べ733名

男女比は、女性の割合が8割と大幅に高い。

年代別にみると、10代から80代と幅広い世代が受講。60代（全体の約31%）、50代（約24%）、40代（約18%）の順に多い結果となっている。

### 4. 修了生の就業に向けた取り組み

- ・スタッフ募集中の事業者による研修修了生に対する説明会を開催（H29.12～）
- ・サービス事業者から求人情報を募集し、研修修了生に配布（H31.3～）
- ・実際のサービス提供内容を撮影した動画を研修内で放映（R2.4～）
- ・ハローワーク神戸とタイアップした事業所面接会の実施（R2.12、R3.10）

### 5. ハローワークとタイアップした事業所面接会（R3.10月実施）

出展事業所14事業所 参加者25名：内採用件数17件

参加者アンケートより：「リラックスした雰囲気があり、相談しながらお話がきけてよかった。」

「介護福祉士として、まずは生活支援訪問サービスで、子育てしながら再就職したい。」（訪問介護有資格者）

出展事業所アンケートより：「参加者の生活支援訪問サービスに対するイメージや不安等生の声が聞けて参考になった。この仕事の魅力を感じてほしい。」

「今回のような機会は助かる。市がハローワークと共同で主催しているという安心感も参加者にとっては大きな志望動機になると思う。定期的に開催してほしい。」

### 6. 今後

研修の広報や、研修修了生が事業所に雇用されるよう、スタッフ募集中の事業所と研修修了生が直接話をできる機会を設けるなどのマッチング支援に、事業所やハローワーク等と連携しながら取り組んでいきたい。

## K O B Eシニア元気ポイント（ボランティアポイント）制度

### 1. 趣旨

高齢者の地域活動への参加を促進するため、高齢者施設において配膳の手伝いや話し相手などの活動を行った高齢者に、敬老パスなどのICカードを介してポイントを交付し、交通費などへの換金を行うポイント制度を令和2年10月1日から開始している。

### 2. 対象者

神戸市在住の65歳以上の高齢者

### 3. ポイントの付与と換金について

活動を行った時間の区分に応じ、ポイントを付与するものとする。貯まったポイントは、年度末に1,000ポイント単位で交換（郵送）。

- ・ 2時間未満の活動 100ポイント・2時間以上の活動 200ポイント  
（1日に受けることができるポイントは、最大200ポイントまで）
- ・ 年間上限 8,000ポイント（円）（ポイントの有効期限は翌年度末まで 1ポイント=1円）

### 4. 活動施設等

- ・ 介護老人福祉施設(地域密着型含む)
- ・ 短期入所生活介護事業所
- ・ 通所介護事業所(地域密着型等含む)
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 通所リハビリテーション事業所
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 など

### 5. 活動内容

施設職員の指示を受けて行う軽微かつ補助的な活動

- ・ 話し相手、配膳・下膳の補助、利用者が利用する場所の簡易な清掃・消毒 など

### 6. 12月末現在の登録状況

- ・ 施設の受け入れ状況 登録施設 111カ所
- ・ 活動登録の状況 登録ボランティア 693人・現在までの累計活動者数 224人

### 7. 新たな取り組み

- ・ コロナ禍のため、高齢者施設では外部からの受け入れを制限しているケースもあり、高齢者の活躍の場を確保するため、令和3年5月、神戸ハーバーランドセンタービルに開設した大規模ワクチン接種会場の場外において道順案内等に参加していただける活動者を募集した。（約160名の応募があり、延べ116名の方にご参加いただいた。）
- ・ 参加した活動者から「コロナ禍で、なかなか高齢者施設で活動できなかったので少しでも人の役にたてて嬉しかった」「人と話せて楽しかった」など声をいただいた。
- ・ 少しでも高齢者施設での活動者を増やすため、既に登録頂いている活動登録者と施設の交流会を行った。（現在2区で開催）
- ・ 今後も外出機会・社会参加の促進に向け、活動対象拡大を検討していく。

## つどいの場支援事業（立ち上げ支援＋継続支援）

## A. つどいの場「運営補助」

<要件> 月1回以上通年開催、参加者5名以上、スタッフ3人以上、屋外可 等

## イ. 基本補助額（限度額：年額 70,000 円）

開催予定回数×2,000 円

## ロ. 身体活動加算（限度額：年額 17,500 円）

1回あたりのつどいの場の開催時間（90分以上）のうち、15分以上、室内で運動を実施する場合に運動の開催予定回数×500円をイ. 基本補助額に加算 ※一部条件あり

## B. つどいの場「立ち上げ応援補助」

年額 10,000 円

<要件> 年3回以上開催、参加者5名以上、スタッフ3人以上、屋外可 など

※これからつどいの場を立ち上げる団体が対象（初年度のみ）

※生活支援コーディネーターからヒアリングを受け、申請が妥当と認められたつどいの場のみ申請可能

## 1. 令和3年度 交付決定状況

A. 運営補助 交付決定団体数 169（12月1日時点、取り下げなし）

（内訳） ・週1回程度以上：59、月3回程度：18、月2回程度：40、月1回程度：52  
 ・体操：147、音楽：48、茶話会：89、趣味活動：85（重複あり）  
 ・東灘区：12、灘区：15、中央区：10、兵庫区：22、北区：28、長田区：9、須磨区：16、垂水区：28、西区：29

B. 立ち上げ応援補助 交付決定団体数 2（12月1日時点、最終締め切り11月10日）

## 2. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度当初から10月21日までは飛沫感染のリスクの高い飲食・歌唱などの活動については自粛を要請。

10月22日以降、徐々に全ての活動の再開を依頼しているが、感染への不安や会場・地域の事情などにより自粛が続いている団体もあることから、会場とオンラインでの同時開催であるハイブリット型の開催を令和4年度以降、補助金対象として認める方針で検討中。

## 3. 生活支援コーディネーターによる後方支援

担い手の支援として、各区において研修会・交流会なども順次開催している。

（テーマ例） ・コロナ禍におけるつどいの場運営の成功事例の共有について  
 ・コロナ禍における高齢者の生活の変化について

## ケアマネジメント支援体制の強化

### 1. 概要

利用者・家族、ケアプラン作成者やサービス事業者等が一体となり、自立支援・重度化防止に取り組むため、令和2年度より新たに介護保険課内に「ケアマネジメント担当ライン」を創設し、保健師やリハビリ専門職、ケアマネジャー等を配置し、これまで以上に自立支援に向けたケアマネジメントが強化できるよう、ケアプラン作成者を支援している。

### 2. リハビリ専門職によるケアプランの作成者との同行支援

要支援者に対し、ケアプラン作成者がアセスメント等を行う際に、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）が利用者宅へ同行訪問する。利用者・家族に対し、心身の状態に応じたサービスの選択や日常生活動作の工夫点などの専門的な助言を行い、ケアプラン作成者へのケアマネジメント支援を行う。

【実績】

	利用者数	事業所数	
		あんしんすこやかセンター	居宅介護支援事業所
令和2年度	93	53	4
令和3年度(12月現在)	166	51	4

### 3. ケアプランチェック体制について

指定居宅介護支援事業所のケアプラン点検については、国民健康保険団体連合会の適正化システム活用し、点検の必要度が高い事業所を抽出し、1段階目（第1次点検）として縦覧点検を行い、2段階目（第2次点検）はケアプランチェックと国が指導強化を進めるサービス付高齢者住宅のケアプランの点検を行っている。

指定介護予防支援事業所については、あんしんすこやかセンターを巡回指導している「巡回派遣員」等がケアプラン作成者と面接を実施し、ケアマネジメントを見直す機会となるようアドバイスを行っている。

【実績】 令和2年度 4,614件、令和3年度(12月現在) 3,223件

※緊急事態宣言発令等により、中止や実施方法を面接から電話等に変更している。

### 4. 多職種によるケアマネジメント検討会の実施

平成31年度より、訪問介護（生活援助中心型）の基準回数を超える届出ケアプランのうち、多職種で検討することが望ましい事例や、自立支援に向けた検討を行うことで効果が見込まれる事例について、リハビリ専門職を含めた多職種で検討している。

【実績】

	開催回数	事例検討数	事業所数
令和2年度	3	9	8
令和3年度(12月現在)	2	8	6

## 総合事業の対象者の弾力化への対応

資料7

- 対象者：補助（助成）により実施されるサービスについては要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的に利用する要介護者が含まれる。  
地域支援事業実施要綱より

- 要介護者が継続して住民主体のサービスを利用する場合であっても、介護保険給付（訪問介護・通所介護など）を受けることができる。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインより



- 住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを目的とする。

# 神戸市における 補助により実施されるサービスについての実施状況

- 神戸市で対象となるのは神戸市住民主体訪問サービス事業のみ。

## 【参考】

- 対象者：要支援または事業対象者であり、あんしんすこやかセンターが利用が必要と認めた者
- 利用料：実施団体により設定
- 提供回数：1人につき1日1件まで、月8件まで。  
※ゴミ出しは月1件まで
- 補助金額：1件～4,999件：500円/件、2,500,000円上限

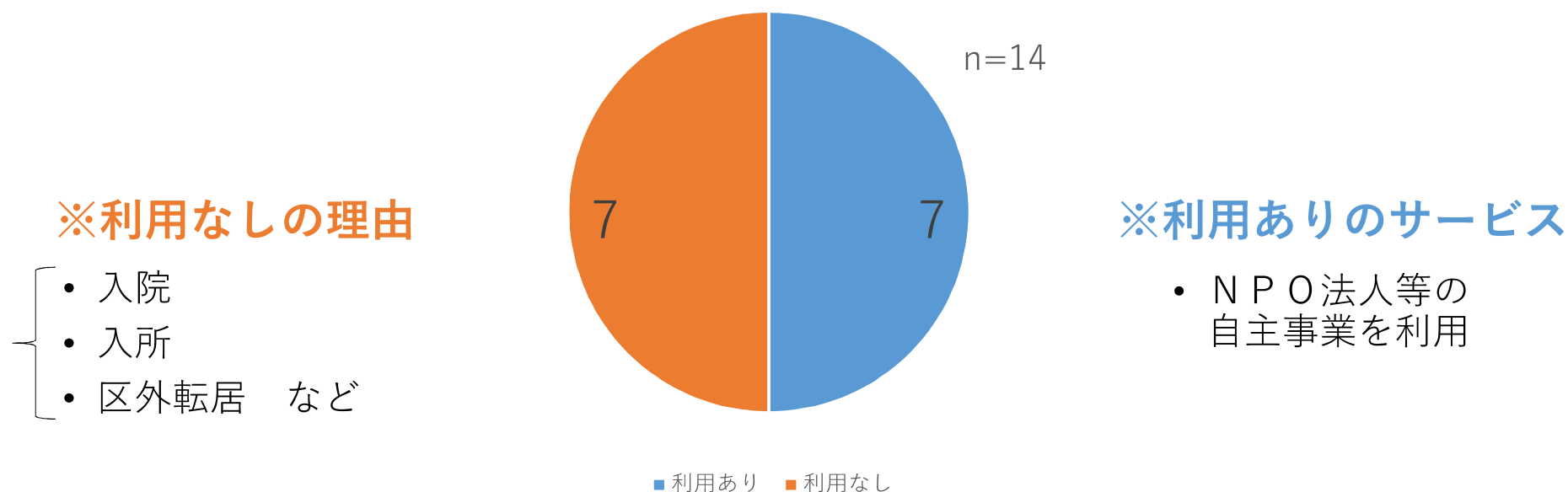
## 神戸市での実施状況（R3.12.1現在）

実施団体	上半期累計提供実績	継続利用該当者
5団体	411件・316人	14名 ※令和3年度中に要介護に移行された方

## 【参考】 要支援から要介護に変更になった方へのサービス利用の実態調査結果

### 実際の継続利用の有無（人）

令和3年度中に要支援から要介護に変更になった方14名を対象に調査





## 住民主体訪問サービス（訪問型サービスB）

### 訪問B実施状況

既に実施	未実施
11市	9市
新潟市・千葉市・横浜市 相模原市・静岡市・浜松市 名古屋市・神戸市・広島市 北九州市・熊本市	札幌市・仙台市・さいたま市 川崎市・京都市・大阪市 堺市・岡山市・福岡市

### 弾力化実施状況

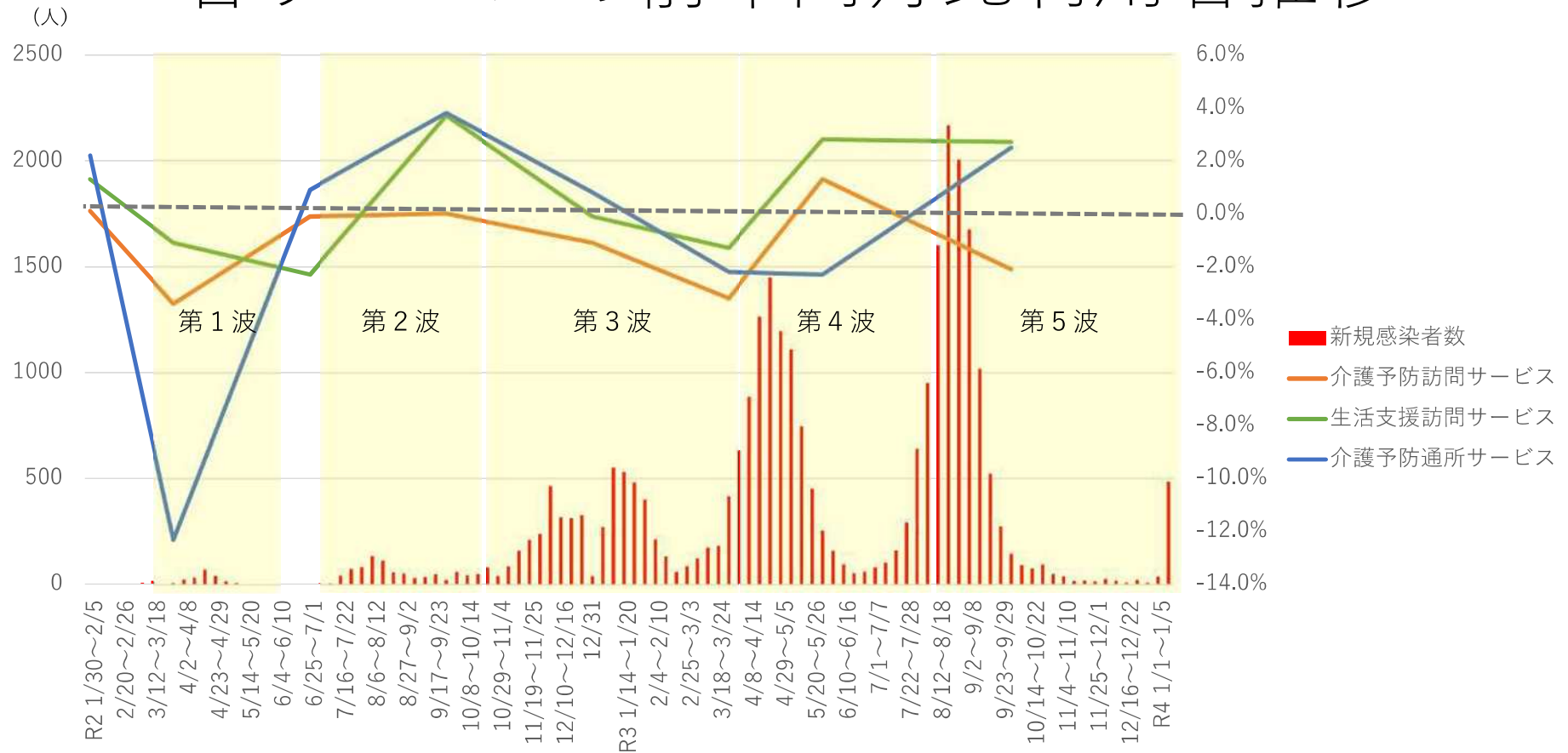
実施済	実施予定	未定
5市	2市	4市
新潟市・千葉市・横浜市 名古屋市・北九州市	神戸市・相模原市	静岡市・浜松市 広島市・熊本市

※政令市20市を対象

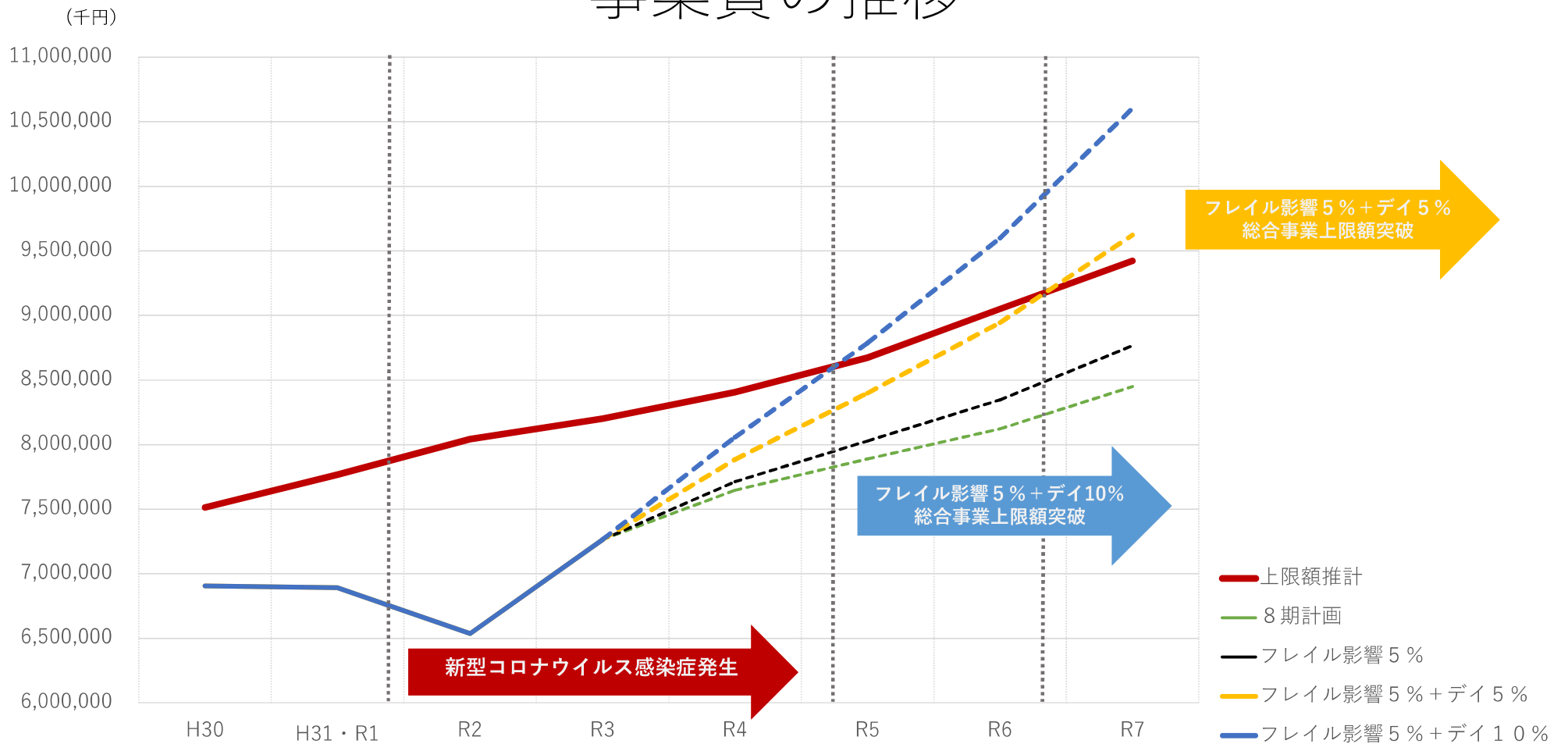
# 第8期介護保険事業計画移行の 円滑な運営に向けて

コロナ流行禍における介護保険総合事業への影響

# 神戸市内新規感染者数と 各サービスの前年同月比利用者推移



# 介護予防・日常生活支援総合事業 事業費の推移



過去神戸市の総合事業で行った、介護予防通所サービスの利用者負担の変更について

1. 平成 30 年 4 月より、週あたりの利用回数に応じた料金区分を設けた。

変更前	変更後
事業対象者、要支援 1 の方	
1,736 円	週 1 回程度 1,736 円
要支援 2 の方	
3,560 円	<b>週 1 回程度 1,736 円</b> 週 2 回程度 3,560 円

2. 令和元年 7 月より、送迎の利用がない場合の料金区分を設けた。

変更前	変更後
事業対象者、要支援 1、要支援 2（週 1 回程度）の方	
1,736 円	送迎あり 1,736 円 <b>送迎なし 1,340 円</b>
要支援 2（週 2 回程度）の方	
3,560 円	送迎あり 3,560 円 <b>送迎なし 2,767 円</b>

注) 利用者負担は、実施開始年度時点で、利用者負担 1 割の場合の負担額

## 時間での料金区分

基本型 (変更なし)	従前相当で ※短時間設定あり	※短時間は通所型サービス Aとする
神戸市含む8市	4市	8市
上記のうちミニディ等、利用料を下げた通所Aを設けている市 <span style="color: red;">神戸市含む2市</span> 以外6市	上記のうち 3時間未満 2市 4時間未満 1市 5時間未満 1市	上記のうち 3時間未満 7市 4時間未満 1市 ※通所型サービスAは、 人員基準等の要件緩和あり

## サービス提供内容での料金区分

基本型 (変更なし)	送迎の有無で 料金が異なる	入浴の有無で 料金が異なる	その他の区分
15市	神戸市含む3市 (うち1市は入浴有無の 料金区分導入)	2市 (うち1市は送迎有無の 料金区分導入)	/
通所Aで料金区分を 設けていない市は、 4市	通所Aでは 6市	通所Aでは 4市	通所Aでは 専門的サービスの有無で 区分がある市 1市 委託で実施のため不明 1市

## サービス提供回数での料金区分

基本型 (変更なし)	要支援2で週1回 当たり単価を設ける	1回当たり 単価とする	その他の区分
6市	神戸市含む8市	6市	/
通所Aでは 6市	通所Aでは 2市	通所Aでは 6市	通所Aでは 週当たりの回数で 区分がある市1市 委託で実施のため不明 1市

※通所Aを実施していない都市は神戸市含む 4市

※通所C実施都市神戸市含む13市

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
足立 泰美	甲南大学経済学部経済学科教授
大浦 由紀	神戸市シルバーサービス事業者連絡会副会長
植野 礼子	一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会世話人
大貫 智彦	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長
宗政 美穂	特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん事務局長

計 6 名

## 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、その部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。



(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

## 別表（第2条関係）

### 部会の所掌事務

#### 1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

#### 2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

#### 3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

# 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成 27 年 5 月 28 日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成 12 年 7 月 11 日決定）第 6 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第 2 条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

(1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数 10 名以内

(2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数 10 名以内

2 第 1 項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。

4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。

6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 ワーキンググループは、座長が招集する。

8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第 3 条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 10 日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められること

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められること

## 令和2年度第1回総合事業サービスワーキンググループにおける主なご意見

総合事業サービスを円滑に運営できるよう、令和2年10月23日に開催した、「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

#### ●コロナ禍での各サービスの状況

- ・デイサービスの利用を控えている方が多い。特に、要支援者等で予防のため運動に特化したサービスを利用していた方が控えていた。この中には、本来デイサービスを利用しなくてもよかった方もいたようだが、久しぶりに来ると身体の様子が変わっている方もいて、人と会って身体を動かすことの影響の大きさを実感している。一方、食事や入浴、レスパイトが目的の方は継続していた。
- ・本人よりも家族が過度に感染を恐れている。
- ・ヘルプサービスのニーズはあるが、ヘルパー自身も高齢のため、感染を恐れて従事できなくなったケースがあった。
- ・この機会にパソコン等の機器をすべて更新し、オンライン面会などの体制を整えたところ、利用者やその家族に喜ばただけでなく、業務効率も上がった。人材確保には事務負担の軽減も重要。

#### ●KOBESINIA元気ポイント制度

- ・登録者数と参加施設数が少ないが、全市の実績か。
- （事務局）新型コロナウイルス感染症の影響で当初計画よりも規模を縮小して10月からスタートしているが、今後感染状況を注視しながら徐々に広報を登録者、参加施設ともに拡大していきたい。

#### ●ケアマネジメント支援体制の強化

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実質9月からリハビリ専門職による同行支援などを開始したばかりのため十分周知されていないが、重要な取り組みだと思う。適正なサービス利用となるよう、見極める仕組みは必要。

### ② 第8期介護保険事業計画以降の円滑な運営に向けて

- ・国が示す総合事業の事業費の上限額を超えてしまうと、保険料や一般財源での負担が必要になる。事業費見込の推移を踏まえた対応が必要だろう。
  - ・デイサービスは、利用者のニーズやフレイルの状態を注視し、他都市の状況なども勘案し、利用の仕方を含めた検討が必要だろう。
  - ・新型コロナウイルス感染症によるデイサービスの利用者の減は、持ち直してきてはいるが、経営への影響が大きい。
  - ・介護業界全体で担い手が不足しているので、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇されてしまった接客業の方など、人と関わることが好きな方をなんとか業界で受け入れたい。訪問系のサービスは慣れていないとハードルが高いが、仕事内容がわかるよう、先輩ヘルパーらのインタビュー動画などを活用し、官民あげて人材を確保してはどうか。ハローワークなどとも連携して若年層を取り込んでどうか。
  - ・第8期介護保険事業計画中に、利用者負担を含めたサービス内容を検討する。
- （事務局）新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、他都市の状況も調べ、令和3年度以降にご意見を伺いながら検討していきたい。